

## 政治寄付関連制度の国際比較(日米英独仏)

	企業寄付	量的制限		質的制限	寄付者の公開基準	個人献金の税額控除
		総枠規制	個別規制			
日本	規制あり	個人 政党・政治資金団体 2000万円 その他の政治団体 1000万円 企業・団体 政党・政治資金団体 750万～1億円	政党・政治資金団体 総枠内で制限なし その他の政治団体 150万円 政党本部・政治資金団体 総枠内で制限なし	1) 国・地方公共団体等から出資や補助金を受けている会社等の寄付の禁止 2) 外国人・外国法人(外資50%超)等からの寄付の禁止 3) 他人名義及び匿名の寄付の禁止 4) 3事業年度以上連続して欠損を計上している企業からの寄付の禁止 * 公選法で請負契約者の候補者への選挙関連寄付を禁止	5万円超(パーティ券購入は20万円超)  * 個人寄付の税制優遇を受ける場合、公開基準以下でも収支報告書に記載され、閲覧対象となる。	1) 政党・政治資金団体への寄付は、所得控除と30%の税額控除との選択制。 2) その他の政治団体(政治家を代表とする団体等)への寄付は、所得控除のみ。
米国	禁止 * 州レベルで企業寄付を禁止しているのは20州。30州では企業寄付が可能。	個人 95,000ドル/2年 (内訳) 候補者 37,500ドル/2年 政党・PAC等 57,500ドル/2年 [A] 内 全国政党 [A-B] (20,000～57,500/2年) 地方政党・PAC PAC 制限なし (PACとは企業・労組等が設立・運営し個人寄附を取りまとめるもの)	1候補者当り 2,000ドル/選挙 1全国政党当り 25,000ドル/年 1地方(州以下)政党当り 10,000ドル/年 PACなどの政治委員会 5,000ドル/年 1候補者当り 5,000ドル/選挙 1全国政党当り 15,000ドル/年 他の政治委員会 5,000ドル/年	1) 会社・労組の寄付禁止 2) 政府契約者の寄付禁止 3) 外国人の寄付禁止 4) 他人名義による寄付禁止 5) 1000ドル超の現金による寄付禁止 6) 銀行口座の開設義務(複数可)  * PAC関連 企業・労組等は、PACに管理運営費用を負担することができる。この代わりに、PACの名称に企業・労組名を付さねばならない。外資企業はPAC設立禁止。	1) 個人献金は、200ドル超 2) PACへの寄付は、全て公開(毎月PACがFECに報告、FECは48時以内に公表)	なし
英国	規制あり	なし	なし	1) 有権者登録未了者の寄付禁止 2) 外国法人による寄付の禁止 3) 寄付者特定不能の寄付の受領禁止 4) 労組等は政治基金を設置して政治目的の支出を行ない、10年ごとに組合員の了承を得る 5) 企業は今後4年間の政治目的の支出総額について、株主総会の承認決議を得る 6) 企業による200ポンド(3.8万円)超の寄付は、寄付先と金額を貸借対照表に添付する取締役報告に記載	1) 政党本部 5000ポンド(97万円)以上 2) 政党支部 1000ポンド(19万円)以上 3) 議員個人 1000ポンド(19万円)以上	なし
独国	規制あり	なし	なし	<政党への寄付について> 1) 政治財団等の寄付禁止 2) 公益団体等の寄付禁止 3) 外国等からの寄付の制限 4) 1回につき500ユーロ(6万円)超の匿名寄付禁止 5) 経済的・政治的見返りを期待した寄付禁止 6) 1000ユーロ(12万円)超の現金による寄付禁止 7) 職業団体等を通じ迂回寄付禁止(職業団体の収入の10%以上の資金が政党の支援等に用いられた場合税の免除を行わない。さらに職業団体の資金が政党の支援等に用いられた場合50%の金額の法人税を追徴) 8) 連邦・州等の直接の資本参加が25%超の企業の寄付禁止	10000ユーロ(120万円)超 (政党・連邦議会議員への寄付)	1) 政党への党費・個人寄付は、1650ユーロ(20万円)までは50%の税額控除、1650ユーロ超～3300ユーロまでは、所得控除
仏国	禁止 * 企業がパーティ費用や党費を負担することは可(仏の政党には法人党員の制度あり)。	1) 個人は、1選挙につき候補者に対して4600ユーロ(57万円)まで 2) 個人は、同一の政党・政治団体に対して、年間7500ユーロ(93万円)まで	(下院候補者に対して) 1) 政党・政治団体を除く法人の寄付禁止 2) 外国からの寄付・物的援助の禁止 3) 150ユーロ(1.9万円)を超える候補者への寄付は小切手に限定 4) 候補者の現金による寄付収入額は選挙運動費用総額の20%以下 5) 寄付の受領は選挙資金団体または会計代理人を通す 6) 銀行口座または郵便口座は一つに限定 (注)政党・政治団体に対する寄付の規制はほぼ同様	規定なし	個人寄付につき、課税対象所得の5%まで、40%の税額控除	

(出所) 国立国会図書館資料等から作成